

## 掛川市建設関連業務委託に係る最低制限価格制度要領

(趣旨)

第1条 この要領は、掛川市が発注する測量業務、土木関係の建設コンサルタント業務、建築関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設関連業務」という。）の委託契約（以下「業務委託契約」という。）の締結に当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令16号。以下「令」という。）第167条の10第2項（これらを政令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者（以下これらを「最低価格入札者等」という。）を落札者と決定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる業務)

第2条 この要領の対象となる業務は、制限付き一般競争入札及び指名競争入札により発注されるすべての建設関連業務を対象とする。

(最低制限価格の設定及び算定)

第3条 契約ごとに、契約の相手方となるべき者による当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）に対する価格（以下「最低制限価格」という。）は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、消費税相当額を除いて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の8を乗じた額（測量業務にあっては10分の8.2、地質調査業務にあっては10分の8.5）とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額（地質調査業務にあっては3分の2）とする。

### (1) 測量業務

- ア 直接測量費の額
- イ 測量調査費の額
- ウ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

### (2) 土木関係の建設コンサルタント業務

- ア 直接人件費の額
- イ 直接経費の額
- ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額

### (3) 建築関係の建設コンサルタント業務

- ア 直接人件費の額
- イ 特別経費の額
- ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
- エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

(4) 地質調査業務

- ア 直接調査費の額
- イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
- エ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

(5) 補償関係コンサルタント業務

- ア 直接人件費の額
- イ 直接経費の額
- ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

2 前項の規定を適用する場合において、消費税相当額を加える前の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切捨てる。

3 第1項の規定にかかわらず、入札執行者が特に必要があると認めるときは、最低制限価格を、予定価格に10分の8（測量業務にあつては10分の8.2、地質調査業務にあつては10分の8.5）から10分の6（地質調査業務にあつては3分の2）の範囲内における適宜の割合を乗じて得た額とすることができる。

4 最低制限価格は、掛川市契約規則（平成17年掛川市規則第33号）第8条に規定する予定価格を記載した書面に記載しなければならない。

（入札参加者への周知）

第4条 本制度の円滑な運用を図るため、入札執行者は、入札公告等の際に、最低制限価格を設定している旨を明示し、入札参加業者に周知する。

（入札の執行）

第5条 開札の結果、最低制限価格を下回る価格の入札が行われた場合には、入札執行者は、当該入札したものを落札者とししないものと決定し、当該入札者に対して令第167条の10第2項の規定により落札者とししない旨を通知するものとする。

（入札経過の整理）

第6条 前条の決定を行った場合は、入札結果表に前条の当該入札をした者を失格と決定した旨記載するものとする。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知を行う入札から適用する。